

稲城市火災予防条例の一部改正について（急速充電設備）

※令和6年1月1日施行

1 改正理由

近年、電気自動車等の需要の増加に伴い、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることや、これまでの変圧機能を有する設備本体とケーブル等が一体となった「一体型」の急速充電設備に加え、設備本体とケーブル等を収納する充電ポストで構成される「分離型」の設置事例が見られるようになりました。

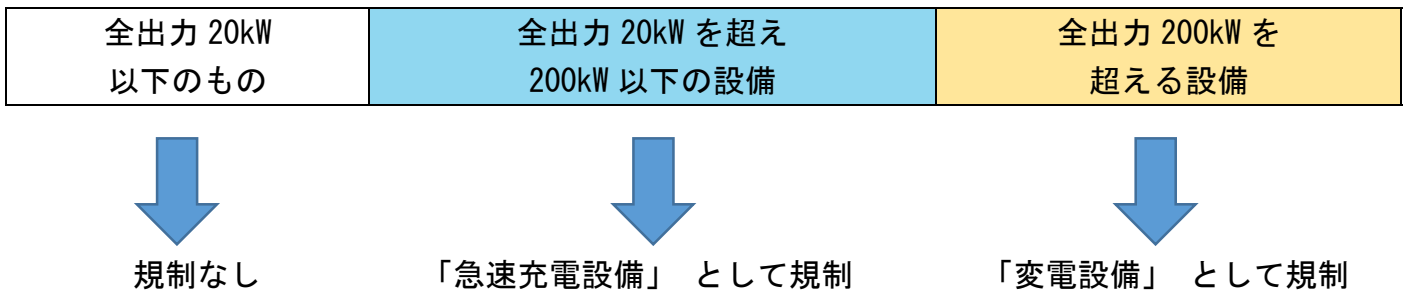
これを受け、総務省消防庁において検討を行い、全出力の上限の撤廃や「分離型」を新たに規定するなど、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が改正されたことから、同様に稲城市火災予防条例の一部を改正しました。

2 改正概要・・・条例第11条の2

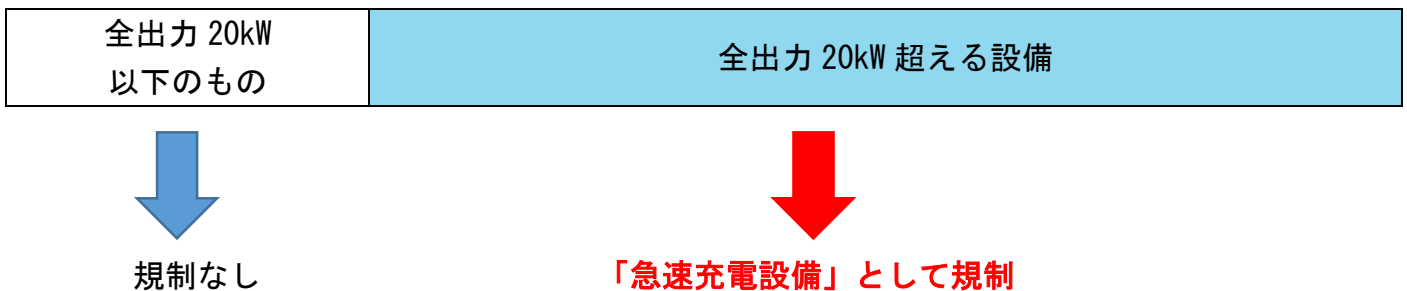
① 条例上の急速充電設備の全出力の定義

「20kW超 200kW以下」から「20kW超」に変更し、上限を撤廃

改正前



改正後



・ 変電設備と急速充電設備の規制比較の概要

規制内容	急速充電設備	変電設備	
		屋内	屋外
①不燃区画	—	○	—
②換気設備	—	○	—
③ケーブル等の区画貫通処理	—	○	—
④係り員以外の者の出入り禁止	—	○	

② 急速充電設備の規定は「コネクター型」であることを明確化

急速充電設備は「コネクター式」であることが明記され、充電設備本体と充電ポストが一体となった「一体型」と充電設備本体と充電ポスト（コネクター等を収納するもので変圧機能を有しないもの）で構成される「分離型」と定義されました。

③ 分離型の急速充電設備への対応

現在の条例は、設備本体とケーブルが一体となったものを想定した基準となっているが、設備本体とケーブル及びコネクターを収納する部分が分離した「分離型」が設置されるようになったため、分離型にも対応した基準に改めました。

④ 使用者が異常を認めた場合の措置として、見やすい箇所に緊急停止装置が設けられています。

⑤ 今回の条例改正に関して既存の設備への遡及義務はありません。